

志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業

事業契約書（案）

令和8年●月

石川県志賀町

## 事業契約書

- 1 事業名 : 志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業
- 2 事業場所 :
- 3 事業期間 :
- 4 契約代金 : 金●●●●●●●●円 (税抜)

ただし、契約の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、変更後の金額とする。また、総支払額等の内訳については別紙2に示すとおりとする。

### 5 契約保証金 :

上記の事業について、発注者である志賀町（以下「甲」という。）と【SPC名】（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づく議会の議決を得たときは、これを本契約とする。ただし、議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり甲は損害賠償の責めは負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

令和8年●月●日（議決の日）

発注者

印

事業者

印

志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業  
事業契約書

(目的及び用語の定義)

- 第1条 本事業契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。
- 3 本事業における契約図書の優先順位は、次の各号の順序とする。(1)本事業契約書(本文)(2)本事業契約書(別紙)(3)要求水準書(4)募集要項(5)提案書類(6)志賀町建設工事標準請負契約約款(以下「工事約款」という。)
- 4 本事業契約書と工事約款の規定に矛盾又は抵触がある場合は、本事業契約書の規定が優先して適用されるものとする。また、維持管理・運営業務に関しては、工事約款の規定は適用しない。工事約款の規定のうち、本事業契約書が個別に適用を排除した条項についても、工事約款の規定は適用しない。なお、本事業契約書に規定のない施設整備業務(建設工事)に関する事項については、工事約款の規定が補充的に適用される。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第2条 乙は、本事業において対象となる施設が町民等の利用に供される公の施設であることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要)

- 第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施にかかる資金調達ならびにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務により構成されるものとする。
- (1) 施設整備業務
- (2) 維持管理・運営業務
- 2 乙は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を遂行しなければならない。

(本事業の日程)

- 第4条 乙は、別紙2に定める全体事業工程に従って、本件業務を実施する。
- 2 乙は、別紙2に定める各本件業務の開業予定日に各本件業務を開始できないと認めるとき又は本引渡予定日に本施設を甲に引き渡すことができないと認めるときは、各本件

業務の開業予定日又は本引渡予定日の30日前までに、その理由及び乙の対応の計画を書面により甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、別紙2に定める各本件業務の開業予定日に各本件業務を開始できない場合及び本引渡予定日に本施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(権利義務の処分等)

第5条 乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

- 一 この契約上の権利又は義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。
- 二 株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。
- 三 持株会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行うこと。

(契約の保証)

第6条 乙は、本契約の締結から30日以内に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第1項の保証が付される前に本契約を解除する事由が生じた場合においては、甲は、当該事由に基づく解除権及び損害賠償請求権を妨げられない。なお、本項の規定の適用にあたっては、第4条第1項の規定は適用しないものとする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙を構成する企業が建設工事請負契約に付随して履行保証保険契約を締結するなど、その請負う工事について履行を保証する相当の措置を講じた場合には、前項の保証の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額又は保証金額（第5項においてこれらを「保証の額」という。）は、施設整備対価の額の10分の1以上としなければならない。

4 第1項の規定により乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 施設整備対価の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設整備対価の額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(費用負担及び本件業務の資金調達)

第7条 本件業務の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて乙が負担する。本件業務に関する乙の資金調達は、すべて乙の責任において行う。

- 2 乙が本件業務を実施するに当たり、国又は地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、甲は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を乙が受けることができるよう協力する。
- 3 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う国庫補助金及び交付金関連資料作成等その他必要な資料作成について協力する。かかる業務に要する費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、乙が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関等から融資を受け、又は乙の株式もしくはこの契約に基づき乙が甲に対して有する債権に担保権を設定する場合においては、乙に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。

(許認可等の手続)

- 第8条 乙は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく業務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。
- 2 甲は、第1項に定める乙が行うべき手続について、乙から協力を要請されたときは、必要に応じて協力するものとする。ただし、甲が取得・維持すべき許認可及び甲が提出すべき届出はこの限りではない。

(事業用地の確保及び使用)

- 第9条 甲は、本事業の実施に必要な事業用地等(以下「事業用地等」という。)を、工事の着工までに確保し、乙に対して、本事業の実施に必要な範囲において、事業期間中これを無償で使用させるものとする。
- 2 乙は、甲が確保した事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理し、本事業の目的以外に使用してはならない。
- 3 乙は、事業用地等について、甲の事前の承諾なく、第三者に対して転貸、担保権の設定その他の処分を行ってはならない。

(条件変更等)

第10条 乙は、事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し

たときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- 一 募集要項、要求水準書及びこれらに関する質問回答書が一致しないこと（優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 要求水準書の誤謬があること。
  - 三 事業用地等の条件（形状、地質、湧水等の条件を言うものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、募集要項等に示された自然又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
  - 四 募集要項等で明示されていない事業用地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を乙に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

（要求水準書の変更）

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を乙に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

2 乙は、前項又は前条第 2 項の通知を受けたときは、速やかに甲に対して次に掲げる事項を通知し、甲と協議を行わなければならない。

- 一 要求水準書の変更に関する意見
- 二 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
- 三 要求水準書の変更に伴う業務対価の変更の有無

3 第 1 項又は前条第 2 項の通知の日から 14 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、甲は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又は業務対価を変更し、乙に通知することができる。この場合において、乙に増加費用又は損害が発生したときは、甲は必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、理由を示して、設計図書又は維持管理・運營業務内容の変更を求める旨を乙に通知することができる。

第 12 条 乙は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を甲に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- 一 要求水準書の変更の内容
- 二 要求水準書の変更の理由
- 三 乙が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
- 四 乙が求める要求水準書の変更に伴う業務対価及びその変更の有無

五 乙が求める要求水準書の変更に伴い設計図書又は維持管理・運營業務内容の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

2 甲は、前項の通知を受けたときは、7日以内に、乙に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、乙と協議を行わなければならない。なお、甲が第2項の期間内に意見を通知しなかった場合、乙は、前項の通知の内容を前提として協議を進めることを請求することができる。

3 第1項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合には、甲は、要求水準書、事業日程又は業務対価の変更について定め、乙に通知する。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は維持管理・運營業務内容の変更を求める旨を乙に通知することができる。

(近隣住民に対する説明及び環境対策)

第13条 乙は、事業の実施に際し、関連法令を遵守し、必要に応じて甲の求める範囲内で地域関係者と調整を行うものとする。

2 乙は、事業の実施に当たり、環境保全に関する法令及び条例を遵守し、周辺環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずるものとする。

(第三者の使用)

第14条 乙は、本契約に基づく業務の全部又は一部を、乙を構成する企業（以下「構成企業」という。）又はその他の適切な能力を有する者に再委託することができる。ただし、建設工事の施工については、乙から直接工事を請け負った者（構成企業を含む。）が、その請け負った工事を一括して第三者に請け負わせる等、建設業法第22条に違反する再委託を行ってはならない。

2 乙は、前項の規定により再委託を行う場合には、当該再委託先に対し、本契約の趣旨及び甲の利益を損なうことのないよう十分な配慮を行い、また当該再委託先に本契約に基づく乙の義務と同等の義務を遵守させるものとする。

3 乙は、再委託を行った場合であっても、本契約に基づく責任を免れるものではない。

4 甲は、乙が本契約に基づく義務の履行を適正に確保していると認める限りにおいて、再委託に係る相手方又は内容について、乙に対し事前の承認を求めないものとする。

5 甲が特に必要と認める場合には、乙に対し、再委託の相手方又は内容について報告を求めることができる。

6 本条の規定の適用にあたっては、工事約款第6条の規定は適用しないものとする。ただし、本条による工事約款第6条の不適用は、建設業法第22条に規定する一括下請負の禁止その他の法令上の規制を排除するものではなく、建設業法その他関係法令は当然に適用される。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第 15 条 乙は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、建設工事に係る下請負人（再委託先を含む。以下本条において同じ。）としてはならない。

- 一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - 二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - 三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 乙と直接下請契約を締結する下請負人
    - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合
    - イ 甲の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、乙が甲に提出した場合
  - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
    - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合
    - イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合
- 3 乙は、次の各号に掲げる場合は、甲の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
    - 乙が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額
  - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第 2 号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
    - 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負金額の 100 分の 5 に相当する額

(PFI 施設の設計)

第 16 条 PFI 施設の設計は、要求水準書に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

- 2 乙は、設計完了後、設計図書その他甲が指定する資料を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の書類の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から 14 日以内に、設計図書の内容が、要求水準書及び関連法令に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、要求水準書に適合することを確認したときは、その旨を乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、提出された設計内容が要求水準書及び関係法令に適合していないと認める場合には、乙に対し、合理的な範囲で修正を求めることができる。
- 5 前項の修正指示がなされた場合、乙はこれに従い、遅滞なく修正するものとする。
- 6 乙は、設計に関する著作権その他の知的財産（以下「設計成果物」という。）を有するが、甲は本事業の目的達成及び維持管理に必要な範囲で、当該設計成果物を使用することができる。具体的内容等は、第 68 条に定めるところによる。

(PFI 施設の建設)

第 17 条 PFI 施設の建設は、本契約、要求水準書及び前条第 3 項の確認を受けた設計図書に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

- 2 乙は、施工方法を定め、要求水準書の定めるところにより、建設工事着手前に施工計画書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、本工事の計画及び実施に当たり、施工管理、品質管理及び安全管理を適切に行い、工事の品質、工期及び安全の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、本工事の実施に際し、関係行政機関の指導又は許可を要する場合には、自己の責任においてこれを取得し、手続を行うものとする。
- 5 乙は、本工事に伴う騒音、振動、粉じんその他周辺環境への影響を最小限にとどめ、近隣の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 甲は、乙からの報告又は協議の求めがあったときは、事業の円滑な遂行に資する範囲で必要な協力又は助言を行うものとする。
- 7 乙は、本工事の完了後、速やかに竣工図書、検査報告書その他甲が指定する書類を提出し、甲の確認を受けなければならない。

(工事監理者の設置)

第 18 条 乙は、その責任及び費用負担において、工事の工事監理者を定め、その名称その他必要な事項を甲に対して通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同

様とする。なお、工事約款第9条の規定は適用しない。

- 2 甲は、必要と認める場合においては、施工の状況に関し、工事監理者からの報告を求めることができる。

(現場代理人及び管理技術者等)

第19条 乙は、本施設の建設工事に着手する前に、現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

- 2 現場代理人は、本工事の施工現場に常駐し、工事現場の運営及び取締りを行うほか、契約代金額の変更、契約代金の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の権限を行使することができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第20条 甲は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求あったときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、甲の担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(中間確認、報告等)

第21条 甲は、乙と協議して、時期及び工程の段階を定め、甲の立会いの上で、工事の施工状況について中間確認を行うことができる。この場合において、甲は、14日前までに、乙に対して、中間確認を実施する旨を通知するものとする。

- 2 甲は、乙に対して、工事の施工状況について報告を求めることができる。
- 3 甲は、あらかじめ乙に通知を行うことなく、工事現場に立会い、乙又は工事施工者に対して、工事の施工状況について質問し、又は説明を求めることができる。
- 4 甲は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は本事業関連書類に適合しないと認める場合においては、乙に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、

その是正を請求することができる。ただし、当該請求に対して乙が施工部分を是正する必要がない旨の意見を述べた場合において、施工部分を是正しないことが適切であると甲が認めたときは、この限りでない。この場合において、甲は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 5 甲は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は本事業関連書類に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 6 第4項の場合における是正に要する費用並びに前項の場合における検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。ただし、当該不適合が甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は、必要があると認められるときは引渡予定日若しくは施設整備対価を変更し、又は乙に生じた損害を負担しなければならない。
- 7 乙は、甲が第1項から前項までに規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

#### (工事の中止)

第22条 乙は、事業用地の確保ができない場合、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）により、工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動し、工事の継続が困難となったときは、直ちにその内容及び理由を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、履行不能の原因が乙の責に帰すべき事由によらない場合には、履行不能の期間中、当該業務に係る履行義務を免れる。
- 3 甲は、事業上又は安全上の必要があると認めるときは、乙に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。
- 4 甲又は乙は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行うものとする。協議において工事の継続が困難となった日から14日を経過しても合意に至らない場合には、甲は、当該事業の継続又は中止に関する対応方針を定め、乙に通知する。
- 5 甲は、第1項又は第3項の規定により工事が一時中止された場合であって、その原因が乙の責に帰すべき事由によらないときは、乙と協議のうえ、引渡予定日の変更又は合理的な範囲で増加した費用の全部又は一部を負担するものとする。
- 6 前項の費用負担を行う場合においては、甲は、地方財政法その他関係法令に基づき、適正に処理するものとする。

#### (事業用地等が不用となった場合の措置)

第23条 工事の完成、要求水準書の変更その他の理由により、事業用地等の全部又は一

部が不用となった場合において、当該事業用地等に乙又は乙が使用する構成企業その他の第三者が所有若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（以下「乙管理物件」という。）があるときは、乙は、自己の責任と負担において、当該乙管理物件を撤去し、事業用地等を原状に回復したうえで、甲に明け渡さなければならない。

- 2 乙が正当な理由なく、甲の定める相当の期間内に前項の撤去又は原状回復を行わない場合には、甲は、乙に代わって当該乙管理物件の処分又は事業用地等の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲が行った処分又は原状回復に要した費用を償還しなければならない。かつ、当該処分等に異議を申し出ることができない。
- 3 甲は、前項の措置を行うに当たり、乙の意見を聴き、合理的な期限及び方法を定めるものとする。
- 4 本条に基づく乙の義務不履行により甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由がない場合は、この限りでない。

（設計着手予定日又は工事着手予定日の変更）

第 24 条 乙は、天災その他の不可抗力、関係法令に基づく許可・承認等の遅延、又はその他乙の責に帰すべき事由によらない正当な理由により、当初定めた設計着手予定日又は工事着手予定日に着手することができないと認めるときは、その理由及び変更を要する期間を明示した上で、速やかに甲に変更を請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により変更を請求する場合において、遅延を回避又は軽減するために必要な措置を講じ、設計又は工事の遅延が事業全体に及ぼす影響を最小限とするよう努めなければならない。
- 3 甲は、前二項の規定による乙の請求が合理的であると認めるときは、協議のうえ、設計着手予定日又は工事着手予定日の変更を承認することができる。
- 4 乙が、正当な理由なく前項の手続を経ることなく設計又は工事の着手を遅延させたときは、甲は、乙に対し必要な是正又は損害賠償を求めることができる。

（引渡予定日の変更）

第 25 条 乙は、天災その他の不可抗力、関係法令に基づく手続又は行政指導の遅延、又はその他乙の責に帰すことができない事由により、当初定めた引渡予定日に P F I 施設を甲に引き渡すことができないと認めるときは、その理由及び変更を要する期間を明示した書面又は電磁的記録により、速やかに甲に引渡予定日の変更を請求することができる。

- 2 乙は、自己の責に帰すべき事由により引渡予定日に P F I 施設を引き渡すことができないと認めるときは、引渡予定日の 30 日前までに、その理由及び遅延の影響並びに是

正のための措置計画を甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、前二項のいずれの場合においても、遅延を回避又は軽減するため必要な措置を講じ、引渡しの遅延による影響又は損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 4 甲は、特別の理由により引渡予定日を変更する必要があるときは、協議のうえ、引渡予定日の変更を乙に請求することができる。
- 5 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、乙との協議により引渡予定日の変更に伴い事業期間その他契約条件を調整することができる。甲の責に帰すべき事由により乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して合理的な範囲で当該損害を補償するものとする。

(引渡予定日の変更等に係る協議)

第 26 条 設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更については、甲及び乙が信義に基づき誠実に協議のうえ定めるものとする。ただし、工期の変更に当たっては、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう配慮しなければならない。

- 2 前項の協議は、変更の請求又は通知があった日（甲による場合は乙が通知を受けた日）から 14 日以内に開始するものとし、甲は乙の意見を聴いたうえで、協議開始の日を定め、乙に通知しなければならない。
- 3 甲が前項の期間内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、自ら協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 4 協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合において、特に公益上又は事業遂行上の必要があるときは、甲は、変更後の期日を定め乙に通知することができる。
- 5 前項の規定により甲が期日を定めた場合において、乙がその内容に合理的な異議を有する場合は、甲と乙の協議により再調整を行うものとする。前項の再調整によってもなお合意に至らないときは、第 63 条の紛争解決手続によるものとする。

(臨機の措置)

第 27 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、実施した措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他本件業務に関して特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が通常管理又は運営に要する範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲と乙で協議のうえ、合理的な範囲で甲が負担する。
- 5 本条の規定の適用にあたっては、工事約款第26条の規定は適用しない。

(工事に伴う第三者への損害賠償)

第28条 乙は、工事の施工に関し、第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と負担においてこれを賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものであるときは、その損害のうち当該部分については甲が負担するものとする。
- 3 工事の施工に伴い、通常の工法・技術水準に照らして回避することが著しく困難な騒音、振動、地盤沈下又は地下水の断絶等により第三者に損害が生じた場合は、当該損害が乙の善良なる管理者としての注意義務を尽くしたにもかかわらず発生したものである限り、甲がこれを負担するものとする。
- 4 乙が前各項の責任を負う場合において、構成企業、下請業者その他乙の指揮監督下にある者の行為により損害が生じたときは、乙は、これらの者の行為についても自己の行為とみなして責任を負うものとする。
- 5 工事の施工に関し、第三者との間で紛争が生じた場合には、甲と乙は誠実に協力してその解決に当たるものとし、必要に応じ協議により費用及び対応方針を定める。

(事業用地等の確保ができないこと等による損害)

第29条 事業用地の確保ができないこと、又は第10条第1項第三号若しくは第四号に定める事由により、工事の全部又は一部を施工することができなくなった場合には、乙は当該履行不能の範囲においてその義務を免れるものとし、これにより生じた損害は甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が事業の実施に関し善良なる管理者の注意義務を怠り、又はその責に帰すべき事由により損害を拡大させたときは、当該部分については乙が負担する。
- 3 前二項の損害の範囲及び負担方法については、甲と乙は誠実に協議のうえ合理的に定めるものとする。

(建設期間中の不可抗力による損害)

第30条 完工確認書の交付前において、天災その他甲乙いずれの責にも帰すことができない事由(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、当該事実を知ったときから速やかにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに現場状況の確認を行い、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 前二項の確認の結果、当該損害が不可抗力によるものであり、乙の責に帰すべき事由によらないことが認められる場合には、乙は、当該損害に係る履行義務を免れ、甲は、乙と協議のうえ、当該損害の復旧又は代替施工に要する合理的な費用のうち、施設整備対価の100分の1を超える額を負担するものとする。なお、乙の負担額は施設整備対価の100分の1を上限とする。
- 4 前項の費用負担の範囲は、当該損害に係る工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具について、乙の工事記録、資材台帳等により確認することができる範囲に限り、乙の善良な管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず発生した損害額を基準として算定する。
- 5 損害額の算定及び負担割合については、甲と乙が誠実に協議のうえ合理的に定めるものとする。
- 6 不可抗力が数次にわたり発生し損害が累積した場合における甲の負担額は、前各項により算定した損害額の累計から、甲が既に負担した額を控除した残額とする。
- 7 本条に定めのない完工確認書の交付前の損害については、工事約款第27条の定めるところによる。

(選定事業者が行う完工検査)

- 第31条 乙は、自己の責任及び費用負担において、PFI施設の工事が本契約及び設計図書その他要求水準に従って完成したことを確認するため、善良な管理者の注意義務に基づき完工検査（以下「完工検査」という。）を実施しなければならない。
- 2 乙は、完工検査を実施しようとするときは、その7日前までに、検査の日時及び場所を甲に通知しなければならない。
  - 3 甲は、完工検査に立ち会うことができる。ただし、甲が完工検査に立ち会った場合であっても、乙の本契約上の責任が軽減され、又は免除されるものではない。
  - 4 乙は、完工検査の結果を記録し、当該検査の結果及び施工の内容を明らかにする写真を貼付した完工検査報告書を、速やかに甲に提出しなければならない。
  - 5 完工検査の結果、工事目的物に要求水準書に適合しないもの又は未完部分が認められたときは、乙は、自己の責任においてこれを補修し、甲と協議のうえ再検査を行うものとする。

(管理者等が行う完工検査)

- 第32条 甲は、前条第4項に基づく乙からの完工検査報告書の提出を受けた日から14日以内に、乙の立会いのもと、要求水準書に定める基準及び契約書、設計図書その他の関係図書に照らして、PFI施設の完工検査（以下「甲による完工検査」という。）を実

施し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 2 甲は、P F I 施設が本契約又は設計図書若しくは本事業関連書類に適合しないおそれがあると認める相当の理由がある場合には、必要な範囲において、乙の立会いのもとで工事目的物の一部を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、当該不適合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは乙が、その他の場合には甲が負担する。
- 3 甲は、P F I 施設が契約、設計図書又は要求水準書に適合しないと認めたときは、その具体的な不適合事項及び是正理由、並びに是正に要する期間を明示して、乙に対し是正を請求することができる。
- 4 乙は、前項の請求を受けたときは、自己の責任及び費用負担において速やかに必要な措置を講じ、甲と協議のうえ再検査を受けなければならない。ただし、乙が是正の不要を主張し、甲が当該主張を合理的と認めたときは、この限りでない。この場合、甲は、要求水準書の修正その他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 甲は、第1項の検査を行った結果、P F I 施設が契約、設計図書及び関係図書に適合し、かつ要求水準書に定める関係書類がすべて提出されたと認めるときは、乙に対し、完工確認書を交付しなければならない。
- 6 乙は、甲が本条の完工検査又は完工確認書の交付を行ったことをもって、その契約上の責任が軽減され、又は免除されるものではない。

#### (P F I 施設の引渡し)

- 第33条 乙は、前条第5項の完工確認書の交付を受けた上で、引渡予定日にP F I 施設を甲に現実に引き渡し、当該引渡しをもって本契約に定める施設整備義務を完了したものとする。
- 2 甲は、前項の引渡しの完了をもって、当該P F I 施設の所有権を取得するものとする。
  - 3 前項の引渡し完了したときは、P F I 施設に関する危険（滅失・損傷等）は、当該時点をもって乙から甲に移転するものとする。ただし、引渡後に発見された引渡前に生じた乙の責に帰すべき事由による損害については、第34条に従う。

#### (P F I 施設の契約不適合責任)

- 第34条 甲は、引き渡された本施設に関し、第33条第1項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。

ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害等の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 甲は、本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された本施設の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 10 第1項の規定にかかわらず、維持管理・運営期間中に本施設に不具合が生じた場合において、その原因が施工上の契約不適合によるものか、維持管理・運営業務に起因するものか直ちに判明しないときは、乙は暫定的に自己の費用負担において修補等を行うものとする。原因が特定された段階で、費用負担について甲乙協議の上、速やかに精算する。この場合において、甲が負担すべきと決定された費用については、甲は乙に対して速やかに支払うものとする。

（指定管理者の指定の手続）

- 第35条 甲は、本施設の管理及び運営業務を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、乙を指定管理者として指定するために必要な措置（議会への議案の提出等）を遅滞なく講じなければならない。
- 2 乙は、前項の指定を受けるため、甲の指示に従い、指定管理者の指定申請書その他必

要な書類を速やかに甲に提出するものとする。

- 3 指定管理者の指定の期間は、別紙2に定める「開業予定日から事業終了日」と同一とし、指定の期間が維持管理・運営期間より短く設定された場合、甲は、当該指定期間の満了時において、公益上の合理的理由がない限り、引き続き乙を指定管理者として指定するために必要な措置（更新又は再指定に係る議案の提出等）を講じなければならない。
- 4 議会の議決が得られず、乙が指定管理者として指定されなかった場合、乙は本契約を解除することができる。この場合において、甲が議会に対して必要な措置（第1項に定める議案の提出等）を適時かつ誠実に講じたにもかかわらず議決が得られなかったときは、甲は乙に対する損害賠償責任を負わない。甲が第1項に定める措置を怠り、又は正当な理由なく遅延させたことにより指定が得られなかったときは、当該解除は第54条（管理者等による任意解除）に基づく解除とみなすものとし、甲は同条第3項及び第4項の規定に基づき、乙に生じた損害を賠償しなければならない。

（利用料金の収受及び維持管理・運営業務の費用負担）

- 第36条 甲は、乙に対し、本事業における維持管理・運営業務に係る対価を支払わないものとする。
- 2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者として本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。
  - 3 乙は、本施設の維持管理・運営業務に要する一切の費用を、前項の利用料金収入その他の自主事業収入（蓄電池による調整力又は供給力の提供その他の電気事業に係る事業から得られる収入を含む。）をもって充てるものとする。
  - 4 利用料金の額、改定の手続その他利用料金の収受に関する事項については、甲の関連条例及び規則の定めるところによる。

（維持管理・運営業務の実施）

- 第37条 PFI施設の維持管理・運営は、本契約及び本事業関連書類に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

（業務報告）

- 第38条 乙は、3か月毎に業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、乙に対して、維持管理・運営業務の実施状況について報告を求めることができる。

(維持管理・運営業務について第三者に損害を及ぼした場合の責任)

第 39 条 乙は、維持管理・運営業務の実施に関し、自己又はその使用人若しくは委託先の行為により第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の損害のうち、甲の指示、承認又は管理に起因し、又は甲の責に帰すべき事由により生じた部分については、甲がその相当部分を負担するものとする。

3 甲と乙は、前二項に定める損害が発生した場合において、速やかに事実関係を確認し、過失の有無及び損害額の算定について誠実に協議し、その結果に基づき責任分担を決定するものとする。

4 乙は、第三者との間で損害賠償に関する交渉又は訴訟が生じた場合には、直ちにその旨を甲に通知し、必要に応じて甲と協議のうえ対応しなければならない。

(維持管理・運営期間中の不可抗力)

第 40 条 完工確認書の交付後において、不可抗力により、この契約に基づく維持管理・運営業務の全部又は一部の履行が不能となり、又は施設に損害が生じた場合には、乙は、その事実を知ったときから速やかに、履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の通知を行った場合であって、当該履行不能が乙の責に帰すべき事由によらないときは、乙は履行不能の範囲においてその債務の履行義務を免れるものとする。

3 甲は、前項の規定により乙が履行義務を免れた場合において、履行不能となった業務に関連する納付金の算定については、第 51 条第 3 項の協定の定めに従い、当該期間の実績に基づき処理する。

4 甲及び乙は、不可抗力事由が発生したときは、当該事業の継続又は復旧に関し、誠実に協議を行わなければならない。協議開始の日から 60 日を経過しても合意に至らないときは、甲が事業の継続に関する方針を定め、乙に通知するものとする。

5 乙は、不可抗力の発生に際しては、善良な管理者の注意義務に基づき、損害の拡大を防止し、又は業務の早期再開に努めなければならない。

(第三者の責に帰すべき事由による P F I 施設の損害)

第 41 条 完工確認書の交付後において、第三者の責に帰すべき事由により P F I 施設に損害が生じた場合には、乙は、自己の責任及び費用負担において、当該第三者に対して損害賠償の請求その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙が過失なくして当該第三者を特定できないとき、又はやむを得ない事由により当該第三者に対して損害の負担を求めることができないときは、乙は、当該 P F I 施設の損害の内容、原因及び修復の方法並びに第三者からの賠償請求ができない理由を、遅滞なく甲に通知しなければならない。

- 3 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに現場調査その他必要な確認を行い、その結果を乙に通知するものとする。
- 4 前二項の結果、当該損害が第三者の責に帰すべきものであり、かつ乙の故意又は過失によらないと認められる場合には、乙は、P F I施設を契約・設計図書に適合させるために要する合理的な修復費用（第三者からの賠償及び保険により填補された部分を除く。）の負担を甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項の請求を受けた場合において、当該費用のうち通常生ずべき範囲に係る額について負担するものとし、当該損害の発生又は拡大について乙の善管注意義務違反があるときは、その部分を控除する。ただし、同一の原因事由から生じた一連の損害であって、その修復費用の合計額が金 10 万円以下の軽微な損害については、乙の負担とする。
- 6 甲と乙は、当該損害の発生原因、費用負担の範囲及び復旧方法について、誠実に協議するものとする。

（同一事業年度内における複数回の不可抗力又は第三者損害の累積）

- 第 42 条 同一の事業年度内において、数次にわたり不可抗力又は第三者の責に帰すべき事由により P F I 施設に損害が生じ、その損害又は修復に要する費用が累積した場合における、第二次以降の損害に係る甲の負担額は、当該事業年度における損害及び修復費用の累計額のうち、当該年度において既に甲が負担した額を控除した残額とする。
- 2 前項に定める損害及び修復費用の累計額は、当該損害が、乙が履行不能となった業務又は第三者に損害賠償請求が可能な損害に限り算定するものとする。
  - 3 甲と乙は、同一年度内に不可抗力又は第三者損害が複数発生した場合において、損害の範囲、修復の要否及び費用負担の内訳について、誠実に協議しなければならない。
  - 4 本条に基づく甲の負担は、当該年度の予算の範囲内において、通常生ずべき合理的な費用に限られるものとする。

（法令変更等）

第 43 条 法令変更等（次の各号に掲げるものをいう。）により、本契約に基づく業務の全部又は一部の履行が不能となり、又は履行が不能となるおそれがあるとき、若しくは費用が著しく増加するときは、乙は、速やかにその内容及び理由を記載した書面又は電磁的記録により甲に通知しなければならない。

- 一 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定、改廃又は適用
- 二 行政機関の定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定、改廃又は適用
- 三 都市計画その他の公的計画の決定、変更又は廃止

2 乙は、前項に掲げる法令変更等により、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反することとなった場合には、当該法令に違反する限度において、その履行義務を免

れるものとする。

- 3 甲は、前項の規定により乙が履行義務を免れた場合において、第 51 条の納付金の支払いについて、当該履行不能により乙が支出又は負担を免れた費用の範囲で、減額その他の調整を行うものとする。具体的な取扱いは甲乙協議の上定める。
- 4 乙は、法令変更等により費用が増加する場合において、その増加を回避又は軽減するために必要な措置を講じ、善良な管理者の注意をもって費用の抑制に努めなければならない。
- 5 甲と乙は、法令変更等が生じた場合において、業務の継続又は契約条件の変更の要否について、誠実に協議するものとする。
- 6 前項の協議を開始した日から 60 日を経過しても合意に至らないときは、甲が事業の継続に関する対応方針を定め、乙に通知するものとする。

(法令変更等による増加費用)

第 44 条 乙は、前条第 1 項の通知を行った場合において、次に掲げる法令変更等により通常予見し得なかった範囲で業務の履行に要する費用が増加したときは、当該増加費用の内容及び金額を明示し、甲に対して負担又は対価の変更を求めることができる。

- 一 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用
- 二 消費税及び地方消費税の税率又は課税対象の変更による増加費用
- 三 PFI 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更による増加費用
- 四 その他法令変更等により発生する資本的支出に係る増加費用

- 2 甲は、前項の請求を受けた場合において、当該増加費用が法令変更等に直接起因し、かつ乙の善良な管理者の注意をもってしても回避又は軽減できなかつたと認められる部分については、増加費用を負担するものとする。
- 3 前項の調整に当たっては、乙が当該法令変更等による費用増加を軽減するため講じた措置及び通常の事業リスクとして乙が負担すべき範囲を考慮して協議により定めるものとする。
- 4 甲と乙は、前二項に関して、誠実に協議し、合理的な負担の分担に努めなければならない。

(法令変更等による減少費用)

第 45 条 甲は、前条第 1 項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、対価の変更を請求することができる。

(施設整備対価における整備時払対象額の支払)

第 46 条 乙は、第 32 条第 5 項の完工確認書の交付を受けたときは、施設整備対価のうち、整備時払対象額の支払を請求することができる。この場合において、甲は、整備時払対象額から、既済の部分払金及び前払金の合計額を控除した額（以下「最終払金」という。）を支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求に対し、適法な支払請求書を受理した日から 40 日以内に、最終払金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第 32 条第 1 項の期間内（14 日以内）に完工検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 乙は、甲が本条に基づく最終払金、第 47 条に基づく部分払金又は第 48 条に基づく前払金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを催告してもなお支払わないときは、本事業の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面により、その旨を甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、前項の規定により本事業の施工が一時中止された場合において、必要があると認められるときは工期若しくは運営期間の延長を行い、又は乙に生じた損害を賠償しなければならない。

(施設整備対価における割賦払対象額の支払)

第 46 条の 2 甲は、第 33 条の P F I 施設の引渡しを受けた後、施設整備対価のうち、割賦払対象額を別紙 2 に定める割賦支払スケジュールに従い、事業期間にわたって割賦により乙に支払う。

- 2 前項の割賦による各回の支払額及び支払時期は、別紙 2 に定めるところによる。割賦払対象額に係る金利その他の資金調達費用は乙の負担とし、各回の支払額にはこれを含めない。
- 3 第 1 項の支払は、甲の各事業年度の予算の範囲内において行うものとし、甲は、本契約に基づく割賦払の履行を確保するため、地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為として、その期間及び限度額を定めるものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき事由により各回の割賦支払を遅延したときは、第 62 条第 1 項の定めるところにより遅延損害金を支払う。
- 5 割賦払対象額に係る割賦債権の担保権設定の可否、差押えとの関係その他の取扱い並びに本契約の解除又は乙の倒産等の場合における割賦残債の清算については、甲と乙に

対して融資する融資金融機関等との協議により定めるものとする。

#### (部分払)

第 47 条 乙は、前条の規定にかかわらず、本施設の完成前であっても、出来形部分（搬入済みの工事材料等を含む。）に相応する整備時払対象額の部分払（以下「部分払金」という。）を請求することができる。

2 乙は、部分払金を請求するときは、甲が指定する期日までに、当該年度における出来形部分（搬入済みの工事材料等を含む。）の確認のための検査を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の請求を受けた日から 14 日以内に検査を行い、検査に合格した分について、別紙 2 に定める当該年度の年度支払上限額を上限として、部分払金を支払うものとする。この場合において、第 48 条第 1 項の規定による前払金の支払いを受けているときは、当該年度支払上限額から受領済の前払金額を控除した額を支払うものとする。なお、本支払においては、工事約款第 37 条第 1 項に定める「10 分の 9 以内の額」とする制限及び請求回数の制限、並びに同条第 6 項に定める部分払金の算定式は適用しないものとし、甲は検査に合格した出来形部分の全額（前払金控除後かつ年度支払上限額の範囲内に限る）を本項の規定により支払うものとする。なお、検査に合格した出来形部分に相応する整備時払対象額のうち、当該年度の年度支払上限額を超える額については、翌年度以降の年度支払上限額の範囲内において部分払金として支払うものとする。

4 甲は、第 1 項の請求に対し、適法な支払請求書を受領した日から 14 日以内に、部分払金を支払わなければならない。

5 第 46 条第 3 項（検査遅延時の期間短縮）の規定は、本条第 3 項の検査及び前項の支払いについて準用する。

#### (前払金)

第 48 条 乙は、保証事業会社と、工期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づく保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（別紙 2 に定める各年度の支払上限額）の 10 分の 4 に相当する額以内の額の前払金の支払いを甲に請求することができる。なお、本条の適用にあたっては、工事約款第 34 条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額（別紙 2 に定める各年度の支払上限額）」と読み替えるものとする。甲は、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

2 乙は、本契約の変更により年度支払上限額が著しく増額された場合においては、その増額後の年度支払上限額の 10 分の 4 に相当する額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

- 3 乙は、本契約の変更により年度支払上限額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の年度支払上限額の10分の5に相当する額を超えるときは、年度支払上限額が減額された日から14日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 4 乙は、第2項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。前項の場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。また、支払額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 5 乙は、前払金を本事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち本事業の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 6 前項の現場管理費及び一般管理費等のうち本事業の施工に要する費用に係る支払いについては、前払金の100分の25を超える額を充当してはならない。
- 7 乙は、本契約が解除された場合又は本条第2項若しくは第3項の規定により年度支払上限額の変更が行われた場合において、受領済の前払金及び部分払金の合計額が、第47条第3項の出来形部分の検査の結果合格と認められた部分に相応する整備時払対象額を上回るときは、その上回る額（以下「返還額」という。）を甲に返還しなければならない。この場合において、返還額の充当の順序及び返還額に対する利息の計算については、次の各号に定めるところによる。
  - 一 返還額は、受領済の前払金及び部分払金の支払を受けた日の早い順に充当する。
  - 二 乙は、返還額に係る前払金の支払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、第62条第1項の率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく率）を乗じて計算した額の利息を付して返還しなければならない。
- 8 本契約においては、工事約款第34条第4項に定める中間前金払の規定は適用しないものとする。

（物価変動等に基づく施設整備対価の変更）

- 第49条 甲又は乙は、事業期間内において、本契約締結時点から十二月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の著しい変動により、施設整備対価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して施設整備対価の変更を請求することができる。
- 2 前項の請求があった場合、甲と乙は、当該変動の内容、程度及び事業全体に及ぼす影響を協議し、変動前残工事代金額（施設整備対価から当該請求時の出来形部分に対応する額を控除した額）及び変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算定した額）を算出し、両者の差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える部分に

ついて、合理的な範囲で施設整備対価を変更するものとする。

- 3 前項に定める算定方法及び基準は、請求の日を基準日として、政府統計（消費者物価指数、生産者物価指数、労働賃金指数等）その他客観的資料に基づき、甲と乙の協議により合理的な範囲において定める。
- 4 第1項の規定により施設整備対価の変更を行った場合、再度の変更請求は、直前の変更の基準日から十二月を経過した後でなければ行うことができない。
- 5 主要な工事材料の価格又は労務単価が、改定の基準とする時点以降に、通常の変動幅を著しく超えて変動し、施設整備対価が不相当となった場合には、甲又は乙は、前各項の定めによらず、速やかに対価の変更を請求することができる。
- 6 予期し得ない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが発生し、施設整備対価が著しく不均衡となった場合には、甲又は乙は、契約条件の変更を誠実に協議しなければならない。
- 7 乙は、契約締結後における物価その他経済情勢の変動により施設整備費が増加するおそれがある場合においては、善良な管理者の注意をもって、当該増加を回避又は軽減するための措置を講じなければならない。
- 8 本条の規定の適用にあたっては、工事約款第25条の規定は適用しない。

（施設整備対価の変更等に代える要求水準書の変更）

- 第50条 甲は、施設整備対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、対価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。
- 2 乙は、施設整備対価を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、施設整備対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の乙によるサービス内容の向上を提案することができる。
  - 3 第1項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、甲と乙が協議して合理的な範囲において定める。
  - 4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が施設整備対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（納付金の支払）

- 第51条 乙は、各事業年度の維持管理・運営業務に係る経常利益に応じた納付金を甲に直接納付する。
- 2 各事業年度において前項の経常利益が生じないときは、当該事業年度については納付金の納付を要しない。

3 納付金の割合、算定方法、納付の時期及び方法その他必要な事項は、甲と乙との間で締結する指定管理に関する協定の定めるところによる。

4 納付金は、利用料金その他特定の収入の対価ではなく、本事業（PFI事業）の実施により乙に生じた利益の還元としての性質を有する。事業用地等の使用は、第9条第1項の規定により無償とする。

（納付金の額又はその算定方法）

第52条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、相手方に対して納付金の算定方法の変更を請求することができる。

- 一 物価水準又は賃金水準の著しい変動
  - 二 本事業の業務内容の変更
  - 三 関係法令の改正その他納付金の算定基準に影響する事情の発生
  - 四 前各号に掲げるもののほか、当初想定と実績との間に著しい乖離が生じ、納付金の算定方法が不合理となった場合
- 2 前項の請求があった場合、甲と乙は、納付金の算定方法の変更について、合理的な範囲において協議して定める。

（管理者等の解除権）

第53条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
- 二 乙の責に帰すべき事由により、PFI施設の引渡しが行われず、又は引渡予定日経過後相当期間内に引渡しの見込みがないとき。
- 三 乙の責に帰すべき事由により、PFI施設が工期内に完成せず、又は工期経過後相当期間内に完成の見込みがないとき。
- 四 維持管理・運営業務において、要求水準書に従った義務履行を行わず、かつ是正措置命令にも従わない場合。
- 五 乙が破産、民事再生、会社更生又は特別清算その他これに類する倒産手続の開始を取締役会で決議し、又は第三者の申立てにより当該手続が開始されたとき。
- 六 乙が本事業の遂行を放棄し、その状態が30日以上継続したとき。
- 七 乙が業務日誌若しくは業務報告書において重要な事項について虚偽の記載をしたとき。
- 八 第55条又は第56条第3項の規定に基づかずに契約解除を申し出たとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

十 乙又は乙の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。

十一 乙が暴力団等を、業務の委託先（再委託先を含む。）としたとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、乙は、次の各号の区分に従い、違約金を甲に支払わなければならない。

一 完工確認書の交付前に解除された場合

施設整備対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金●円）の100分の10に相当する額。ただし、前項第10号又は第11号の事由により解除された場合は、施設整備対価の100分の20に相当する額とする。

二 完工確認書の交付後に解除された場合

施設整備対価のうち未回収残額の100分の10に相当する額。ただし、前項第10号又は第11号の事由により解除された場合は、施設整備対価のうち未回収残額の100分の20に相当する額とする。

3 前項の違約金の支払は、損害賠償の予定として取り扱い、甲は、当該違約金の受領によって、当該解除に起因する乙の債務不履行に基づく損害賠償請求権を放棄しないものとする。

4 契約保証金の納付、担保の提供又は履行保証保険契約が締結されているときは、甲は、当該契約保証金、担保又は保険金をもって前項の違約金に充当することができる。

（管理者等による任意解除）

第54条 甲は、事業を継続する必要がなくなった場合、その他やむを得ない公共上の理由又は事業の性質上必要があると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項により本契約を解除する場合、甲は、乙に対して少なくとも6か月前までにその旨及び解除理由を通知しなければならない。

3 前二項の規定により本契約が解除されたことにより乙に損害が生じたときは、甲は、通常生ずべき損害の範囲内において、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の得べかりし利益その他特別の損害については、甲の予見可能性がある場合に限り賠償の対象とする。

4 前項の損害賠償の額の算定に当たっては、少なくとも次の各号に掲げる費用を考慮するものとする。

一 乙が本事業に関連して第三者（融資金融機関等を含む。）に対して負担する契約解除に伴う合理的な違約金及び清算費用

- 二 本事業のために支出した初期投資費用のうち、解除時点において未回収の合理的な残存額
  - 三 解除通知後、乙が本事業からの撤退に要する合理的な費用
- 5 乙の損害回避努力により軽減できた費用については、賠償の対象としない。

(選定事業者の解除権)

第 55 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 甲が施設整備対価の支払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
- 二 乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、甲が契約上の義務に違反し、その違反により本契約の履行が著しく困難となったとき。
- 三 要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
- 四 工事の施工の中止期間が3か月を超えたとき。

ただし、中止が工事の一部に限られる場合において、その一部を除いた工事が完成した後3月を経過しても、なお中止が解除されないときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、当該解除により損害を被ったときは、通常生ずべき損害の範囲内において、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

ただし、特別の事情による損害については、甲がその事情を知り、又は知ることができた場合に限り請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第 56 条 不可抗力又は法令変更等により、乙による本事業の継続が不可能となった場合、又は本事業の継続に過分の費用を要するに至った場合であって、当該事由の発生日から60日を経過しても協議が整わないときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項により本契約を解除したことにより乙に損害を生じた場合には、通常生ずべき損害の範囲内でこれを賠償しなければならない。

ただし、建設期間中に発生した不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る甲の負担については、第30条の定めによる。

- 3 不可抗力又は法令変更等により、維持管理・運営業務の中止期間が3か月を超えた場合においては、乙は、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理・運営業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理・運営業務についてはこの限りでない。

(完工前の解除の効力)

第 57 条 甲は、完工確認書の交付前に本契約が解除された場合においても、当該解除時点までに乙が施工を完了した部分（以下「出来形部分」という。）が本契約、設計図書又は本事業関連書類に適合していると認められるときは、出来形部分の検査を行い、これに合格した部分について引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の検査を行うに際し、P F I 施設が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、かつ必要があると認める場合には、乙に通知した上で、工事目的物の一部を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査及び復旧に直接要する費用は、検査の結果、乙の責に帰すべき事由による不適合が確認されたときは乙が、その他の場合には甲が負担する。

3 甲は、前二項の検査の結果に基づき、出来形部分の引渡しを受けた場合には、当該出来形部分に相応する整備時対象額を乙に支払うものとする。

4 前項の場合において、当該解除が第 53 条第 1 項の規定に基づくものであるときは、甲は、支払うべき施設整備対価と、同条第 2 項に定める違約金又は損害賠償額を相殺することができる。

5 前各項の定めにかかわらず、乙の施工した出来形部分に重大な瑕疵があり、又はそのまま使用することが公共の安全若しくは利益に反するおそれがあるときは、甲は、当該部分の引渡しを拒むことができる。

(選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例)

第 58 条 甲は、完工確認書の交付前に、本契約が第 53 条第 1 項（乙の責に帰すべき事由による解除）に基づき解除された場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、乙に対し、P F I 施設を取り壊し、事業用地等を原状に回復するよう求めることができる。この場合において、当該原状回復に要する費用は乙の負担とする。

一 甲が、P F I 施設の出来形部分を利用して、当該施設の整備を自ら又は第三者をして継続することが妥当であると判断したとき。

二 P F I 施設の工事の進捗状況及び社会的・経済的合理性を勘案して、出来形部分の買受けが社会通念上相当であると認められるとき。

2 前項各号に該当しない場合であっても、乙の責に帰すべき瑕疵、管理不備又は債務不履行により当該施設が公共の安全又は衛生上支障を及ぼすおそれがあるときは、甲は、当該部分の除却又は修復を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

3 前二項の規定にかかわらず、甲が出来形部分を引き継ぐ場合において、当該部分に価値が認められるときは、甲は、当該価値に応じた額を乙に支払うものとする。ただし、当該支払額は乙が負担すべき原状回復費用及び違約金等と相殺することができる。

(完工後の解除の効力)

第 59 条 甲は、完工確認書の交付後に本契約が解除された場合においては、乙に対してあらかじめ通知を行い、当該解除の日から 14 日以内に P F I 施設の現況を確認するための検査を行うものとする。

この場合において、甲は、P F I 施設が本契約又は本事業関連書類に適合しないと認めるときは、その不適合の内容及び理由並びに是正期間を明示して、乙に対し修補を請求することができる。

2 前項の修補に要する費用の負担は、修補の原因に応じて、次の区分に従うものとする。

一 不可抗力により生じた損害、又は長期間の使用に伴う劣化であって、要求水準書に定める維持管理の方法をもってしても発生を防止することができないと認められるもの

甲の負担

二 前号に該当しない損害又は不適合

乙の負担

3 甲は、第 1 項の検査の結果、P F I 施設が本契約及び本件関連書類に適合していると認めるときは、乙に対し、その旨を通知しなければならない。

4 乙は、前項の通知を受けたときは、施設整備対価の残額（整備時払対象額の未払額及び割賦払対象額の未払残額（割賦残債）を含む。）の支払を甲に請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、別に定めるところにより、当該残額を乙に支払わなければならない。ただし、割賦残債の清算方法（一括して支払うか、又は当初の割賦支払スケジュールに従って支払うかを含む。）及び甲の支払義務の取扱いについては、甲乙の協議により定めるものとする。また、本契約の解除が第 53 条第 1 項に基づくものであるときは、甲は、支払うべき施設整備対価と同条第 2 項に定める違約金又は損害賠償額を、相殺することができる。

(契約終了時の措置)

第 60 条 乙は、本契約が期間満了その他の事由により終了する場合、本施設を要求水準書に定める所定の性能及び機能を維持した良好な状態で、甲又は甲の指定する者に引き渡すものとする。ただし、長期間の使用に伴う通常の経年劣化であって、乙が要求水準書に従った適切な維持管理・修繕を行ってきたにもかかわらず発生がやむを得ないと認められるものについては、乙はその修復義務を負わないものとする。

2 前項の場合において、事業用地等若しくは本施設に乙が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（乙が使用する構成企業その他の第三者が所有又

は管理するものを含み、本施設の運営上甲が存置を認めたものを除く。以下同じ。)があるときは、乙は、これらを撤去し、事業用地等又は本施設を修復・整頓したうえで、甲に明け渡さなければならない。

- 3 乙が正当な理由なく、相当の期間内に前項の撤去又は修復等を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、事業用地等又はPFI施設の修復又は取片付けを行うことができる。この場合において、次の各号に定めるところによる。
  - 一 甲による処分又は修復等の内容について、乙は異議を申し出ることができない。
  - 二 甲が当該処分又は修復等に要した費用は、乙の負担とする。
- 4 前二項の措置の期限、方法その他の詳細は、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。ただし、公共安全、衛生又は周辺環境の保全上緊急の必要がある場合には、甲は乙の意見を聴くことなく必要な措置をとることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した場合においては、甲に対し、PFI施設の維持管理及び運営に必要な図面、仕様書、点検・修繕記録、設備リストその他関連書類を、善良な管理者の注意をもって引き渡さなければならない。

(選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等)

- 第61条 甲が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が、乙が本事業の実施に関連して第三者(乙に融資した金融機関を除く。)と締結した契約に基づき支払うべき損害賠償額の予定、違約金、契約解除時の清算金その他の金銭債務に基づくものであるときは、甲が負担し、又は賠償する額は、次に掲げる範囲に限る。
- 一 当該第三者に現に発生した損害であること。
  - 二 当該損害が、通常生ずべき損害又は予見すべき損害の範囲内にあること。
  - 三 当該損害の発生について、乙に過失又は義務違反がないこと。
- 2 前項に定める場合において、乙が第三者との契約において損害賠償額の予定又は違約金を定めるときは、乙は、合理的な損害範囲を超えないよう努めるものとする。
  - 3 乙が前項に反し、社会通念上過大と認められる損害賠償額の予定又は違約金条項を設定した場合には、甲は、当該損害賠償額の全部又は一部について負担を免れることができる。

(遅延損害金)

- 第62条 この契約に基づいて甲が支払うべき対価の支払が遅延した場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく率を乗じて計算した額の遅延損害金を、甲に請求することができる。

ただし、甲がやむを得ない事由により支払が遅延したときは、当該遅延期間に係る遅

延損害金の全部又は一部を支払わないことができる。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合においては、甲は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく率を乗じて計算した額の延滞利息を、乙に請求することができる。
- 3 乙の責に帰すべき事由により、引渡予定日に P F I 施設を甲に引き渡すことができない場合においては、甲は、遅延日数に応じて発生した損害に相当する金額（以下「引渡遅延損害金」という。）を乙に請求することができる。
- 4 前項の引渡遅延損害金の額は、施設整備対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく率を乗じて計算した額とする。
- 5 前各項に定める利率は、将来、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく率に変更された場合においても、当該変更に応じて適用するものとする。

（関係者協議会等）

- 第 63 条 甲又は乙は、本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合その他紛争の予防又は解決を図るため必要があると認めるときは、理由を示して関係者協議会の開催を請求することができる。
- 2 関係者協議会は、甲及び乙が指定する者を構成員とする。
  - 3 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。
  - 4 本契約の各条項において甲と乙が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に甲が定めたものに乙に不服があるときその他関係者協議会の協議が整わなかったときは、甲と乙との合意により選任する調停人の調停により紛争の解決を図ることができる。
  - 5 本事業のうち施設整備業務（建設工事）の施工に関する技術的な紛争については、前各項の規定にかかわらず、甲及び乙は、石川県建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服することを合意する。なお、維持管理・運營業務及び事業契約全体の解釈に関する紛争については、この限りではない。
  - 6 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び甲の担当職員の職務の執行に関する紛争については、第 20 条第 2 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項の仲裁を請求することができない。

(経営状況の報告)

第 64 条 乙の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 乙は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、事業年度の末日から 3 月以内に、会計士又は税理士による年次確認報告書を添付した計算書類及び年度事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）その他関係法令の定めに従い、開示又は公表することができる。
- 5 甲は、この事業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、自己の費用負担において、公認会計士又は監査法人に乙の財務状況又は資金運用状況を調査させることができる。
- 6 乙は、前項の調査に協力し、合理的な範囲で必要な資料の提出その他の措置を講じなければならない。

(モニタリング及び是正措置等)

第 65 条 甲は、別紙 3、募集要項及び要求水準書の定めるところにより、3 か月ごとに、乙により提供されるサービスの水準の測定及び評価（以下「モニタリング」という。）を行い、その結果を乙に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、モニタリング対象期間の乙による維持管理・運營業務が本事業関連書類に適合しないと認める場合においては、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を命ずることができる。
- 3 乙が正当な理由なく前項の規定による是正命令に従わず、指定された期間内に是正措置を完了しない場合、甲は、自ら又は甲の指定する第三者をして当該是正措置を行わせることができる。この場合において、当該是正措置に要した一切の費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、乙が第 2 項の是正命令に従わない場合、第 53 条第 1 項の規定に基づき本契約を解除することができる。

(守秘義務)

第 66 条 甲及び乙は、本契約又はこの事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行又はこの事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除いては、本契約又はこの事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 3 次の各号に掲げる情報は、前項に規定する秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 甲及び乙が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 4 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 甲と乙の情報についての守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
  - (5) 本事業の資金調達のために金融機関等へ開示する場合
- 5 甲は、前各項の定めにかかわらず、この事業に関して知り得た行政情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 6 乙は、この事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令その他甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第67条 甲及び乙は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力団等、その他これに準じる者(以下「暴力団員等」と総称する。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを保証する。

- 一 自己、他社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること
  - 二 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係を有すること
  - 三 暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
- 2 甲及び乙は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証する。
- 一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前2項に違反した場合、何らの催告その他の手続を要せずに、直ちにこの契約の全部又は一部を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができる。
  - 4 甲及び乙は、前項の規定による契約の全部又は一部解除により、相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する義務を負わないものとする。

(著作権等の取扱い)

- 第68条 本契約に基づき乙が作成し、又は甲に提出した設計図書、仕様書、写真、映像、報告書、プログラムその他一切の成果物（以下「成果物」という。）及び本事業により整備された施設（以下「本施設」という。）が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物又は同項第15号ロに規定する建築の著作物に該当する場合における著作権（著作者人格権を含む。）は、同法の定めに従うものとする。
- 2 乙は、甲に対し、成果物及び本施設の著作物としての利用に関し、次の行為を、地域社会での公共利用、施設維持管理及び広報等に必要な範囲で、無償かつ非独占的に許諾するものとする。
    - 一 本施設の撮影、図示、映像化、模型化
    - 二 本施設を媒体により公表・展示すること
    - 三 施設の増築、改築、修繕、用途変更、維持管理、運営、広報等に必要な範囲において、設計図書を複製し、又は翻案、変形、改変その他の修正を行うこと
  - 3 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定するものをいう。）を侵害しないことを保証する。
  - 4 成果物又は本施設が第三者の知的財産権を侵害したことにより、第三者に損害が発生した場合、乙は自己の責任と負担において、当該損害の賠償又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の明示の指示に基づく特定の仕様、設計、又は材料等によって生じた場合は、この限りでない。
  - 5 甲は、成果物又は本施設に関する情報を、公共事業の説明、記録、広報、又は他の公共施設整備の参考のために利用することができる。
  - 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(直接協定)

第 69 条 甲は、乙に融資する融資金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結することができる。この場合において、乙は、当該直接協定を締結した融資金融機関等から融資を受けるものとする。

- 一 この契約に基づく乙の権利又は乙の発行する株式に対する融資金融機関等による担保権設定についての甲の承諾に関する事項
- 二 融資金融機関等が乙の融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資金融機関等から甲に対する通知及び融資金融機関等と甲との協議に関する事項
- 三 甲がこの契約に関して選定事業者に損害賠償を請求し、又はこの契約を解除するに際しての甲から融資金融機関等に対する通知及び甲と融資金融機関等との協議に関する事項
- 四 融資金融機関等による乙の財務状況に関する甲に対する報告に関する事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第 70 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(準拠法)

第 71 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 72 条 本契約に関する紛争は、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

(定めのない事項)

第 73 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙が誠実に協議のうえ、これを定めることとする。

## 別紙 1

### 用語の定義

1. 施設整備業務  
施設整備に係る業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。
2. 維持管理・運営業務  
維持管理・運営に係る業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。
3. 本事業関連書類  
募集要項等、募集要項等に関する質疑回答、基本協定書及び提案書類の本事業に係る書類の総称をいう。
4. 事業用地  
本事業の用に供される事業用地をいい、第9条第1項の規定により甲が確保するものをいう。
5. 設計図書  
基本設計図書、実施設計図書及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）及び関連する一切の書類の総称をいう。
6. 構成企業  
本事業の事業者選定手続により交渉権者として選定された事業者グループを構成する企業であって、本件業務の一部を事業者から直接受託し又は請け負う者をいう。
7. 竣工図書  
要求水準書において、建設業務の完了時に事業者から甲に提出することとされている、本施設にかかる竣工図書をいう。
8. 工事監理者  
事業者から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者をいう。
9. 不可抗力  
暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震もしくは疫病等の公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱もしくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲又は乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
10. モニタリング  
本事業関連書類に適合した本事業の遂行を確保するため、本件業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。
11. 整備時払対象額  
施設整備対価のうち、甲が過疎対策事業債その他の起債、国の交付金又は自己財源により資金を調達し、第46条の定めるところにより、施設整備の進捗に応じた部分

払及び最終払により施設整備期間中に支払う部分の額をいう。

#### 12. 割賦払対象額

施設整備対価のうち、乙が資金を調達し、甲が第46条の2の定めるところにより事業期間にわたって割賦により支払う部分の額をいう。割賦払対象額は、乙が当該部分について調達した資金の元本相当額と同額とし、これに係る金利その他の調達費用は乙の負担とする。

## 別紙2

### 全体事業工程及び施設整備対価の支払 【募集要項等に従い、甲と乙の協議に基づいて作成する】

#### 第1 全体事業工程

- 1 設計・建設の工程（着工予定日、完工予定日）
- 2 各本件業務の開業予定日及び事業終了日
- 3 各年度の出来高予定（年度区分）

#### 第2 施設整備対価の支払

- 1 施設整備対価の構成（整備時払対象額及び割賦払対象額の区分並びにそれぞれの額）
- 2 整備時払対象額の支払方法（部分払・前払金・最終払）及び各年度の支払上限額
- 3 割賦払対象額の割賦支払スケジュール（各回の支払額（元本のみ）及び支払時期、割賦の総期間）
- 4 債務負担行為の期間及び限度額
- 5 施設整備対価の改定方法

別紙 3

モニタリング

【募集要項等に従い、甲と乙の協議に基づいて作成する】